



## 労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団のご紹介

労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団は、働く人々や市民がみんなで出資し、経営に参加し、民主的に事業を運営する協同組合です。意見を出し合い、話し合いながら、新しい仕事づくりや地域活動に挑戦し、協同労働を通じて「ともに生き、ともに働く」社会を築き、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指しています。

### ① 組織概要

1982年に日本労働者協同組合連合会(当時は「中高年雇用・福祉事業団全国協議会」)の直轄事業として出発。1987年に、センター事業団として組織を再編し、労働者協同組合運動における中心的な存在として事業を展開してきました。委託事業から始まった事業は、高齢者介護、公共施設の管理・運営、子育て支援、就労支援などに拡大。20の事業本部・開発本部を持ち、約400の事業所で、6,000人以上の組合員が就労しており、事業高は約209億円に達しています。

### ② 出資～自分たちで出し合う

組合加入時に1口5万円の出資を行い、組合員となります。株式と異なり、出資口数にかかわらず議決権は「1人1票」です。また、事業の運転資金確保のため、組合員は給与の2か月分以上を目標に追加出資する「増資運動」にも取り組んでいます。

### ③ 働き方～協同労働を実践

組合員が組合の行う事業に自ら従事することが基本原理のひとつです。「雇われる」のではなく、自分たちで目的を決め、誰もが主人公となって地域に必要な仕事をつくり出す「協同労働」を実践しています。

### ④ 経営～意見反映と地域との連携を重視

組合員の意見が適切に反映される形で事業が行われることが求められます。「社会連帯経営」を理念とし、地域に暮らすすべての人が地域課題にかかわり、相互に協同・連帯しながら地域の再生・発展をめざす経営を行っています。

### ⑤ 法人格について～任意団体から労働者協同組合法人へ

長らく日本には「労働者協同組合」を定めた法律がなかったため、当初は任意団体(人格なき社団)として活動していました。しかし、公的制度を利用した仕事を起こす際に法人格が必要となり、「企業組合労協センター事業団」と「特定非営利活動法人ワーカーズコープ」の法人格を取得。2020年には、「労働者協同組合法」が成立し、2023年に「特定非営利活動法人ワーカーズコープ」が「労働者協同組合 ワーカーズコープ・センター事業団」へ法人移行しました。

2024年には「企業組合労協センター事業団」も「労働者協同組合 労協センター事業団」へ法人移行しました。